

世田谷区告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 39-30

(2) 39-30

2 変更の区間

(1) 世田谷区羽根木二丁目1811番25の内

(2) 世田谷区羽根木二丁目1811番25の内

3 変更の区域

(1) 延長 29.91メートル

幅員 0.18メートルから0.24メートルまで

面積 6.48平方メートル

(2) 延長 45.45メートル

幅員 0.07メートルから0.30メートルまで

面積 10.18平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月16日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 羽根木二丁目30番

